

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法			法令番号	昭和23年法律第242号				
手続名	定款変更の認可（漁連）			根拠条項	第92条第3項（第48条第2項準用）				
審査基準	<p>第48条第3項において準用する第64条の規定によるほか、定款が漁業協同組合連合会模範定款例又は信用漁業協同組合連合会模範定例慣例に則っていることとする。</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	2月	目次
							標準経由期間	日	No.